

◇「部落史の見直し」が問いかけるもの

※県立同和問題関係史料センター県民歴史講座 講演録

「部落史の見直し」からの問い－史料センターの歩みをふり返って－

県立同和問題関係史料センター前所長 井岡康時さん

〇はじめに

私は、平成5(1993)年12月、県立同和問題関係史料センター(以下、史料センター)の開設とともに着任し、平成27(2015)年3月に定年退職するまで勤務しました。本日の演題は、「『部落史の見直し』からの問い－史料センターの歩みをふり返って－」としましたが、「部落史の見直し」から私がどのような課題を受け取ったか、また、その課題の解決を進める中で、私の考えがどのように深まったかといったことについて述べていきたいと思います。

まず、簡単に史料センター開設までの歩みをふり返っておきます。

奈良県教育委員会は平成3(1991)年に「部落史の見直し」を提起しました。この時、私はまだ県立高校の教壇に立っておりましたので、その作業には直接に携わっていないのですが、私の前の所長をしていた吉田栄治郎さんを中心に「部落史の見直し」の内容をまとめられました。個人の名前で研究成果を発表するのは違い、奈良県教育委員会として提起する以上は、多くの議論や意見の調整が必要であり、大変なご努力やご苦心があったと思います。そして、さらに「部落史の見直し」の内容を史料に基づいて深めていくために、先ほども申し上げたように、平成5(1993)年に史料センターを開設することになったのです。

史料センターに着任した当初の私の「部落史の見直し」に関わる個人的な認識は、「従来は貧困や社会的低位などによって生じたと理解されてきた部落差別が、同和对策事業の進展などに伴う環境改善によっても解決しない。これを説明するための原理として『部落史の見直し』が必要なのだ」というものでした。これでも間違いではないと思いますが、そこから出発して、史料を読み考え、史料センターの内外で多くの方々と議論を重ね、批判を受けたりしていくうちに、部落問題だけにとどまらず、「人間がつくってきた歴史や社会とはどのようなものなのか」「そもそも人間という存在は一体どのようなものか」ということまで考察しなければならぬ奥深い内容を「部落史の見直し」はもっていると考えるようになりました。そして、深く考えたところから、部落問題もその一つである多様な人権問題を解決する方法を模索していかなければならないと思うようになりました。今日は、そのような私なりの歩みを踏まえて、「部落史の見直し」に関わって考えてきたことを、大きく3つのテーマに分けて話を進めていきます。

[1]「文化領域」への注目

私たちは日々の生活を送りながら、多くの人々と多様な関係をつくっています。身近なところでは家族や隣近所の人々がいるでしょうし、少し広げれば仕事の上での、あるいは趣味に関わっての付き合い、もしくは卒業した学校の同級生たちとのつながりなど、考えていけばかなり多くの人の顔が思い浮かぶのではないのでしょうか。

こうして網の目のように広がる人々のつながり、仮にこれを社会関係と呼ぶとして、その性格を規定しているものは何でしょうか。「部落史の見直し」を踏まえて私なりに考えてきたことを話してみます。何が規定しているのか。例えば、政府がどのような政策を行い、いかなる秩序をつくっているか。こうし

たことは社会関係に少なからぬ影響を与えていると思われます。また、現代の私たちは自由な経済活動を重んじる資本主義社会に生きていますが、浮き沈みを繰り返す経済の動向も影響力をもっているといえるでしょう。さらに、近年では進行するグローバリズムによって外国との関係が変化してきたことも無視できないと思われます。

以上のことは、いずれも大切なのですが、それとともに、それぞれの地域社会で積み重ねられてきた信仰や儀礼、風俗や慣行など、「文化領域」とでもいうべき側面が、社会関係を規定する上で、無視することのできない大きな影響力をもっていることが明らかになってきたのではないかと思います。部落差別のような、歴史の中で醸成されてきた社会的な差別はこうした「文化領域」に深く根ざしていると考えられます。

この県民歴史講座では県内各地をご案内してきました。ご覧いただいたもののすべてとは言いませんが、多くはこの「文化領域」に関わるものです。その中には一見したところ差別や人権の問題には直接関係のなさそうな場所もあったかとは思いますが、それぞれの地域社会がどのように成り立っており、そのことが現代の地域にどのような影響を与えているのかということを考えていくためには、ぜひ学んでいただきたいと考えたからです。

ただ、このような「文化領域」の問題というのは、政治や経済の話と違い、必ずしも明確に史料の中に記されているわけではありません。人々の心の移ろいや変化とともにあるものですから、それを把握することは容易ではありません。

一つ例を挙げてみましょう。民俗学者の宮本常一という方がおられました。明治40(1907)年に生まれ、昭和56(1981)年に亡くなるまで、全国を精力的に歩き民俗調査をした研究者です。昭和戦前期に旧制郡山中学校の教員となったこともあり、奈良にもゆかりのある人ですが、この宮本常一が次のような文章を残しています。

村人たちの寄合いにはその場その場の空気に応じていいこと、いってわるいことの区別がおのずからしてわかっていたようである。そしてそれはその身分の高下をとわなかったものようである。(中略)そして村が一つの統一体として有機的に活動していくためには、他所者に対してばかりでなく、村内の者に対しても、いいことわるいことの不文律があった。かりにそれが公然の秘密のようなことであっても……。 (中略) 他所者はそうしたこまやかな感情のなかへまで容易にはいりこむことができない。だがいくぶんでもそうした生活の実態のなかにはいりこんでみたいものだと思っているが、私の今日までの経験では多くはただ外側から見てきたにすぎないのである。

* 宮本常一『民衆の知恵を訪ねて』(未来社、1963年。『宮本常一著作集26』未来社、1981年)

宮本常一がある村を訪ねたときの思いを記したものです。村人たちの中に「いいことわるいことの不文律」があったと述べています。契約書や規則といった形で文書に残しておかなくとも、みんなが了解し同意しているものがあるというのです。しかし、そうした細やかな心情は「他所者」には明らかにしてくれませんか、そうした中に入り込むことも困難です。全国の村々を歩き回った宮本常一ほどの人でさえ、「多くはただ外側から見てきたにすぎない」との述懐を残すしかない—「文化領域」とはそのような性質のものであらうと思われます。

「文化領域」を明らかにすることは容易ではありませんが、文学作品の中には想像力を駆使して、人々のもつ集団的な心情の中に分け入り、巧みに描写した傑作をいくつも見出すことができます。例えば、私は宮沢賢治の『風の又三郎』はそうした作品の一つであると考えています。宮沢賢治は、ご存じのように、明治29(1896)年に岩手県に生まれ昭和8(1933)年に亡くなるまでに、『銀河鉄道の夜』や『注

文の多い料理店』など多くの名作を残した人です。次に掲げたものは『風の又三郎』の冒頭の部分です。山村の小さな小学校にある時転校生がやってくる話です。

下線部分に注目して読んでみましょう。転校生は「おかしな赤い髪の子供」だと言うのです。「変てこな

谷川の岸に小さな学校がありました。／教室はたった一つでしたが生徒は三年生がないだけで、あとは一年から六年までみんなありました。運動場もテニスコートのくらいでしたが、すぐうしろは栗の木のあるきれいな草の山でしたし、運動場のすみにはごぼごぼつめたい水を噴く岩穴もあったのです。

さわやかな九月一日の朝でした。青ぞらで風がどうと鳴り、日光は運動場いっぱいでした。黒い雪袴をはいた二人の一年生の子がどてをまわって運動場にはいって来て、まだほかにだれも来ていないのを見て、「ほう、おら一等だぞ。一等だぞ。」とかわるがわる叫びながら大よろこびで門をはいって来たのですが、ちょっと教室の中を見ますと、二人ともまるでびっくりして棒立ちになり、それから顔を見合わせてぶるぶるふるえましたが、ひとりはどうとう泣き出してしまいました。というわけは、そのしんとした朝の教室のなかにどこから来たのか、まるで顔も知らないおかしな赤い髪の子供がひとり、いちばん前の机にちゃんとすわっていたのです。そしてその机といったらまったくこの泣いた子の自分の机だったのです。(中略)

みんなはしんとなってしまうました。だんだんみんな女の子たちも集まって来ましたが、だれもなんとも言えませんでした。／赤毛の子どもはいっこうこわがるふうもなくやっぱりちゃんとすわって、じっと黒板を見ています。すると六年生の一郎が来ました。一郎はまるでおとなのようにゆっくり大またにやってきて、みんなを見て、／「何した。」とききました。

みんなははじめてがやがや声をたててその教室の中の変な子を指さしました。一郎はしばらくそっちを見ていましたが、やがて鞆をしっかりとかかえて、さっさと窓の下へ行きました。／みんなもすっかり元気になってついて行きました。／「だれだ、時間にならないに教室へはいつてるのは。」一郎は窓へはいのぼって教室の中へ顔をつき出して言いました。／「お天気のいい時教室さはいつてるづど先生にうんとしからえるぞ。」窓の下の耕助が言いました。／「しからえでもおら知らないよ。」嘉助が言いました。／「早く出はって来、出はって来。」一郎が言いました。けれどもそのこどもはきょろきょろ室の中やみんなのほうを見るばかりで、やっぱりちゃんとひざに手をおいて腰掛けにすわっていました。

ぜんたいその形からが実におかしいのです。変てこなねずみいろのだぶだぶの上着を着て、白い半ずぼんをはいて、それに赤い革の半靴をはいていたのです。／それに顔といったらまるで熟したりんごのよう、ことに目はまん丸でまっくらなのです。いっこう言葉が通じないようなので一郎も全く困ってしまいました。

「あいつは外国人だな。」

「学校さはいるのだな。」みんなはがやがやがやがや言いました。ところが五年生の嘉助がいきなり、／「ああ三年生さはいるのだ。」と叫びましたので、／「ああそうだ。」と小さいこどもらは思いましたが、一郎はだまってくびをまげました。

変なこどもはやはりきょろきょろこっちを見るだけ、きちんと腰掛けています。

そのとき風がどうと吹いて来て教室のガラス戸はみんながたがた鳴り、学校のうしろの山の萱や栗の木はみんな変に青じろくなってゆれ、教室のなかのこどもはなんだかにやとわらってすこしうごいたようでした。

すると嘉助がすぐ叫びました。／「ああわかった。あいつは風の又三郎だぞ。」

* 宮沢賢治『風の又三郎』(ここでは岩波文庫版『童話集 風の又三郎』1967年より。引用中の／は改行部分)

ねずみいろのだぶだぶの上着を着て、白い半ずぼんをはいて、それに赤い革の半靴はいていて、「顔といったらまるで熟したりんごのよう」で、さらにその上、「言葉が通じない」ようなのです。転校生が

地元の子どもたちといかに違っているか、その他者性が細かく繰り返し描かれています。やがて子どもたちは一つの結論を出します。「あいづは外国人だな—理解の外側にいる人は「外国人」であるということにしてしまうのです。

「そのとき風がどうと吹いて来て教室のガラス戸はみんながたがた鳴り、学校のうしろの山の萱や栗の木はみんな変に青じろくなってゆれ、教室のなかのこどもはなんだかにやっとわらってすこしうごいたようでした。」—思わぬ変化が生じたことをきっかけに子どもたちの認識はさらに一步深まります。「あいづは風の又三郎だぞ」

宮沢賢治のふるさとの東北地方から新潟、長野県などで風の神のことを「風の三郎」と言うようです。「風の又三郎」という名称は宮沢賢治の創作によるものですが、「風の三郎」信仰を踏まえた名づけと思われる。「おかしな赤い髪の子供」＝「外国人」で、それは「風の又三郎」、つまり神なのだということを子どもたちに言わせています。最初、子どもたちは又三郎を警戒していますが、そのうちに仲良くなってみんなで遊ぶようになります。しかし、ちょっとした行き違いから、又三郎だけを仲間はずれにしてしまうのです。そして、休み明けに学校に行ってみると、もう又三郎はいなくなっていました。どうしたのかと調べていたら、担任の先生が父親の仕事の都合で転校していったと言い、子どもたちは、やはり風の又三郎だったのだ、風の神の子もだから風と共にやって来て風と共に去っていったと思うという話です。

緊密な関係を結んでいる集団のなかに他者が入ってきたら、集団はその他者をどのようなものとして認識し、いかに扱うのかという、つまり、「文化領域」の問題を文学作品として表現したものが、この『風の又三郎』であると言えるのではないかと思います。この作品は社会的差別について直接に触れているわけではありませんが、「文化領域」と社会関係との相関について深く考えられているように感じます。

史料センターで進めてきた、そして今日も努力しておられる研究は、宮沢賢治のように直感的に文学的に把握し展開することはできません。困難であってもいねいに史料を集めながら「文化領域」を明らかにしていかなければならないと思います。部落問題は、とくに近代になると、社会問題として注目を集め施策が展開されますので、研究においても政治や経済的な側面に目が向いてしまう傾向が生まれてしまいます。一方、地域の歴史を見ていくと、部落問題以外にも多様な差別を史料の中に見出すことができます。こうした差別については「文化領域」への注目がいっそう必要です。ここで詳細を述べることはできませんが、部落問題以外の多様な差別については、史料センターの『研究紀要』を見ていただきますと、吉田栄治郎さんや中川みゆきさん、山村雅史さんといった方々が優れた研究を発表されていますのでご参照ください。

〔2〕社会的差別の解決手法をめぐって

部落差別のように、歴史の中で醸成されてきた社会的差別を解決するにはどのような手法が有効でしょうか。次にこうしたことについて述べていきます。

「部落史の見直し」が提起されたのは、先に述べたとおり平成3年(1991)年で、史料センターが開設されたのは平成5(1993)年です。まだ同和対策事業を進めるための特別法が生きており、法や制度による同和問題の解決が重視されていた時代でした。「部落史の見直し」は部落差別が「文化領域」に多く根ざしていることを明らかにし、法や制度による解決には限界があることを示しました。

法や制度を生み出す直接の力は政治であると言えるでしょう。社会的差別を政治的に解決することは可能なのか—「部落史の見直し」はこうした問題を投げかけたのです。実はこの問いは今に始まったことではありません。水平社運動の初期の段階から大きな問題となっていました。全国水平社は大正11(1922)年に結成されました。大正14(1925)年には25才以上のすべての男子に衆議院議員の選挙権を与えるという男子普通選挙が成立しています。水平社結成の時期は、この男子普選体制成立に向

けて、全国各地で様々な人が普選運動を展開していました。誕生したばかりの水平社もこの普選運動に対する態度を明らかにするよう迫られていくこととなります。選挙権を得て、自分たちの代表を選挙を通じて議会に送り政治を変えていこうという運動に対する考えを問われたのです。

当初、水平社運動の指導者たちは、こうした政治参加については消極的でした。そうした政治の世界に入っていくことはよくないと考えていたようです。例えば、宇陀郡で生まれた岩崎水平社の活動家であった山本八郎は次のように主張しています。

我等は内面的運動より外面的運動に至り、而して労働者も小作人も総ての人間が理解し合つて、互ひに人間礼賛を絶叫し、そこに初めて彼等と同一の地点に立ち、不当なる資本主義社会の改革に尽力すべきである。(中略) 吾等の今迄体験して来た人間冒流に対する人権獲得運動は、小作人の年貢米軽減問題や労働者の賃金値上げ問題と同一のものとして取扱ふべき性質の物ではない。

* 大正14年『水平社新聞奈良県附録』10号

自分たちは「内面的運動」、つまり精神的な面を重視した活動ということかと思われませんが、そうした運動からはじめて「外面的運動」に向かうべきだということです。そして労働者や小作人などすべての人が「理解し合つて、互ひに人間礼賛」を叫ぶようになって、はじめて「資本主義社会の改革」、つまり政治的課題に取り組むべきだということです。部落差別撤廃の課題は「小作人の年貢米軽減問題や労働者の賃金値上げ問題」と同じではないのだから、軽々しく政治活動には加担できないということでしょう。

全国水平社の他の幹部からも同様の主張が現れてきました。朝治武氏の研究(「初期全国水平社における普通選挙をめぐる分岐」—『大阪人権博物紀要』8号)によると、大阪を基盤として活躍していた栗栖七郎という人は次のように述べたということです。

水平社では今年三月の大会に於いて普選運動は結局我々を解放するに力あるものではないとの理由で全然運動をしないことに決定してある、(中略) 運動の純粋性を保持してあるので政治運動は決してしない。

「普選運動は結局我々を解放するに力あるものではない」と明確に普選運動への参加を否定しています。「運動の純粋性」を保つためには政治運動はしないという主張も注目できます。また、同じく朝治氏の研究によると、水平社を創設したメンバーの一人である奈良県の駒井喜作も次のように主張しているということです。

従来ふみ来た人間礼賛運動とし政争の渦中に投げまい。

水平社員の政治運動化は水平運動の硬化で、真に全人類の解放運動の急先鋒たらしむるには議会主義を否定して何処までも直接的行動的進路を突破せねばならぬ

我々は、「人間礼賛運動」を展開してきたのだから、これを政争の渦中に投げ入れることはできない、政治運動は水平社運動を硬化直化してしまうというのが駒井の考えでした。

以上を見ると、初期の水平社運動においては政治参加に否定的意見が強かったことがわかります。山本の「内面的運動」や栗栖の「運動の純粋性」、駒井の「人間礼賛運動」といった言葉に注目すると、差別そのものを討とうとする精神性の高い運動が構想されていたと考えられます。それは差別が「文化領域」に多く根ざすものであることを直感的に理解していたためではないでしょうか。

初期の水平社運動の活動家たちは部落問題が政治的に解決できるとは考えていなかったわけですが、やがて昭和恐慌が始まり都市の部落を中心に生活難が深刻化すると、政治的な救済が緊急に必

要になってきます。また、水平社の中に労働者・農民による無産運動と連携する動きも表面化し、しだいに水平社運動は政治活動へと傾斜していくこととなります。第二次大戦後もその流れは継承され、国の政策としての同和对策事業が求められていきました。貧困の解消や生活環境の改善など現実的な課題に直面する中で、政治的な解決を求めたことは当然とも言えます。しかし、日本の経済成長や同和对策事業の進展によって格差の解消がほぼ実現したものの、それでもなお解決できない差別意識の問題に直面している今日、つまり「文化領域」への注目が必要となっている中であっては、初期水平社のいだいた政治的解決への逡巡の意味をもう一度考え直さなければならないのではないのでしょうか。

「文化領域」を視野に入れて「内面的運動」を展開する必要がある。しかし、一方、生活改善の現実的な課題解決のためには政治の力が必要となる一部差別撤廃を目指す運動はこの両者の矛盾の統合に長期にわたって苦心してきたように思われます。水平社運動は無産運動と提携したこともあって政治的解決に重点を置いていきますが、それとは違うもう一つの道を模索したのが、奈良県では大和同志会が担った融和運動であったと考えています。

融和運動内部にも様々な潮流が生まれており、一つにまとめて話すことは困難なので、ここでは大和同志会を念頭に置きながら述べていきますが、「文化領域」の大切さを理解しつつ、政治的な解決についても軽視することなく、両者のバランスを取りながら、水平社運動とは違う解決の手法を探ろうとしたのが大和同志会でした。

法や制度に基づく政治的な解決が目指されていた時代には水平社運動が高く評価され、大和同志会の活動についてはふり返る人もいませんでした。しかし、「部落史の見直し」を踏まえるなら、部落史に関心を抱き、伝えられた文化や伝統を探求しながら、同時に行政との連携を模索しつつ部落差別撤廃の道を進もうとした大和同志会にも豊かな可能性があると考えなければならないのです。

このため、史料センターでは大和同志会を主題とした展示を開催し(平成9年度)、『研究紀要』にも、奥本武裕さんや私の研究成果を発表しておりますのでご参照ください。

〔3〕 部落差別の国際比較

部落差別はむろん日本固有の性格をもつものです。しかし、世界の様々な被差別民に関わる近年の研究に学んでいくと、部落差別と共通する性格を有する問題がいくつもあるように思われます。部落差別は日本の固有性ととも、大きく人類の歴史や社会の中に位置づけて考えることができるのではないかと思います。

例えば、スペインとフランスの国境沿いに、スペイン語でアゴテ、フランス語でカゴと呼ばれる被差別民の団がいるそうです。東京外国語大学の友常勉さんという方が「スペイン・バスクの被差別民アゴテと彫刻家サビエル・サンチョテナ」(『明日を拓く』80、2009年)という論文で、この被差別民について紹介しています。関係する箇所を次に掲げてみました。

「アゴテ」「カゴ」の語源には「ゴートの犬」「レブラ」(「レブラ」とは、いわゆるハンセン病のことです。日本では古い史料では「癩」と呼ばれるが)「豚」に起因するという諸説があるが、彼らは中世賤民の末裔として、教会ではほかの村民とは異なる入口を指定され、祭礼から排除されていた。伝統的な職業は「指物師、家具職人、大工、樵、粉ひき屋、石工、織工、太鼓たたき」であり、さらに「バイオリン、フルート、太鼓などで民俗音楽を奏でていた」と記録されている。しかし特徴的なのはすでに出自が忘れられ、それゆえ生物学的・言語的・宗教的な差異が明示的でないにもかかわらず差別の対象となっていることである。

「生物学的」な違い、つまり肌の色や髪の毛の色が違うといったことでは、そうした点では変わりがない。では「言語的」にはどうか。これもスペイン語やフランス語を話していて同じである。「宗教的」な違いもないというわけです。「差異が明示的でないにも関わらず差別の対象となっている」—このことをどう考えるのか、というのが友常さんの提起です。

また、エチオピアのカファ地方には、地域の多数者である農耕民カファと、かつては狩猟で暮らしを立てていた少数者のマンジョと呼ばれる人々がいて、この両者の間には差別・被差別の関係があるということです。

吉田早悠里さんという文化人類学者がエチオピアでほぼ2年間にわたって生活し、カファやマンジョの人たちに話を聞いて、『誰が差別をつくるのか エチオピアに生きるカファとマンジョの関係誌』（春風社、2014年）という本にまとめておられます。この本によると、カファの人々はマンジョの人々について次のように述べているといいます。

「カファとマンジョは異なる。（中略）私たちカファは、マンジョの家に立ち入らないし、彼らと一緒に食事をするのではない。結婚もしない。マンジョは汚いから」

マンジョの家には入らないし、食事も共にしないし、結婚もしない。「マンジョは汚い」とかなり強烈な差別意識を抱いている様子が伺われます。しかし、次のような語りもあるそうです。

「マンジョは強い。マンジョの狩猟の技術は素晴らしいもので、カファは手も足も出ない。それに、マンジョは祝福を備えている。マンジョ女性の母乳を飲んだ子どもはたくましく育つといわれて、自分にもマンジョの母乳を飲ませたことがあると、母親が語っていた」

「マンジョは祝福を備えている」—具体的なことは述べられていませんが、カファの人々はマンジョには宗教的な恵みをもたらす力があると信じているようです。だから「マンジョ女性の母乳」はもらうのです。「一緒に食事をするのではない」、「汚い」といった言葉とはずいぶん矛盾しているように思いますが、この相反するような意識がカファの中では共存しているのです。

「私たちはマンジョが嫌いだ。でも、マンジョがいないと、私たちの生活は成り立たない。マンジョが運んできてくれる薪で調理をし、マンジョが採取してきてくれる蜂蜜から蜂蜜酒を作っている。マンジョは私たちの生活を支えているんだよ。」

「汚い」という意識を向けるマンジョの人々が「運んできてくれる薪で調理をし」、「採取してきてくれる蜂蜜から蜂蜜酒を作る」と言うのです。「私たちの生活を支えているんだよ」と言うなら、「汚い」とは言えないだろうと思うのですが、しかし、このように合理的に説明することが困難な意識がカファの人々の中に共有されているのです。こうした意識はカファの人たち特有のものとは考えられません。これまで県民歴史講座で学んでいただいたみなさんは、カファの語りの中に部落差別に通じるものがあることをすでにお感じになっていることと思います。さらに、吉田さんは次のように述べています。

エチオピア各地に、鍛冶屋、職工、土器づくり、皮なめしといった職能集団や、狩猟集団がマイノリティと位置づけられて生活している。（中略）彼らはマジョリティの社会・経済・儀礼などにおいて重要な役割を担っているが、マジョリティからは蔑視され、対等な関係を許されていない。

「鍛冶屋、職工、土器づくり、皮なめし」といった仕事に携わる人々は、おそらく多数者の農耕民からは自分たちとは異なる人々と見なされてしまうようです。そしてこのことはエチオピアだけのことではなく、

日本を含め世界の各地で見られる現象です。

このような研究に学んでみると、部落差別は日本固有の性格を有するとともに、人類的な普遍性も合わせもっていると考えられます。このような言い方をしますと、「それでは部落差別が解決の困難な問題と捉えられるから、そのように言うてはいけない。」という批判を以前はよく受けました。しかし、世界的に差別や人権問題に関心がもたれるようになったからこそ、こうした人類の構造的な課題も浮かび上がってきたのではないのでしょうか。私たちは、この地点から出発して部落差別克服の道筋を考えなければならぬと思っています。

「部落史の見直し」は、「人間のつくってきた歴史や社会とは一体何か」、「そもそも人間とはどういう存在なのか」ということまで踏み込むことができる、射程の深い、視野の広い提起ではなかったかと考えています。こうした視座を得て、はじめて部落問題以外の様々な差別の問題や人権問題も視野に入れて考えることができるようになると思います。かつて「部落史の見直し」を苦心して提起された方々のご努力に改めて敬意を表するとともに、今も史料センターで調査研究を進めておられる現職の方たちの懸命な取組に期待をしたいと考えます。

〔4〕 おわりにーこれからの教育・啓発ー

最後に、ここまで述べてきたことを整理するとともに、今後の教育や啓発についての考えを述べておきます。

繰り返しになりますが、部落差別のような社会的差別は、歴史を重ねながら各地域で積み重ねられてきた信仰や儀礼、風俗や慣行など、「文化領域」により多く根ざしていることを話しました。したがって法や制度で規制し政治的に解決することには限界があると言わざるを得ません。そして、こうした「文化領域」は地域的な固有性をもつとともに、先ほど話したスペインやエチオピアの例にあるような人類的な普遍性をもっているだろうということを述べました。

こうした見方を踏まえれば、今後の教育や啓発の方向性をどのように考えればよいのでしょうか。これまでの教育や啓発の基本的な性格は、人々の理性を信じ、科学的・合理的に差別が悪であることを理解させ、差別をなくそうとするものであったと思われる。しかし、こうした手法には限界があると考えなければならないのではないのでしょうか。

歴史を重ねながら各地域で積み重ねられてきた信仰や儀礼、風俗や慣行などの「文化領域」は、時間をかけて私たちの意識の内側に定着している、別の言い方をすれば内面化しているものと考えられます。そうであるなら、内面化したものを対象化し、批判し、改めていくことは容易なことではありません。長年にわたって教育や啓発を重ねてきたにも関わらず、なかなか成果が上がらないのは、こうした壁にぶつかってしまっているからではないかと考えています。

では、どうすればよいのでしょうか。人間の理性を信じて科学的・合理的に理解させるという手法には限界があると思います。しかし、学校教育において、特に小学校、中学校の義務教育段階では、児童・生徒に科学的・合理的に物事を考える力を付けていくということが重要な課題です。したがって、学校教育の場では、日本国憲法や教育基本法などの理念に即して、差別は悪である、そうした言動がどれほど人を傷つけるか、といったことを科学的・合理的に理解させていくことが何よりも重要であろうと考えます。

ただ、それだけでは限界があるということを指導にあたられる先生方には自覚していただきたいと思っています。将来の社会教育(啓発)への接続を意識しながら、身近な地域(校区)における信仰や儀礼、風俗や慣行などの「文化領域」への知的関心を高め、その改善に向けての問題意識が育つよう指導していく態度をもっていただければと考えています。だから、今、奈良県教育委員会が進めている「地域と共

にある学校づくり」は、児童生徒の人権意識を高める上で意義のある大切な取組ではないかと思いません。

そうした基礎を踏まえて、啓発においては「文化領域」についての関心をさらに深め、各地域の歴史や文化、伝統などを知悉した上での地域づくり、人権を尊重するまちづくりにつなげていくことが必要かと思えます。こうした思いをもって、史料センターでは約20年にわたって県民歴史講座を続けてきましたし、今後も引き継いでいただけると期待しております。

「部落史の見直し」が一体何を問いかけているのか、史料センターで私が21年間過ごした中で、どのように認識を深めてきたのかという話をさせていただきました。

ご静聴ありがとうございました。